

令和3年3月26日
小月航空基地隊経理隊契約班

令和3年4月1日からの契約手続きの変更について（お知らせ）

平素から、海上自衛隊小月航空基地に対する理解とご協力、誠にありがとうございます。

さて、標記について関連規則が改正され、令和3年4月1日以降は以下の通り変更となりますので、ご注意願います。

【主な変更点】

1 作成書類の押印省略の推進

下記に示す書類について、事業者の押印が省略可能となります。

ただし、押印を省略されますと捨印が使えなくなるため、書類に誤記があった場合は、再提出となります。

※従来通り押印されても構いません。デメリットもご確認のうえ、押印の省略をご判断下さい。

【押印の省略が可能な書類】

提出書類名	押印省略時の確認票の添付
入札・見積書	必要
請書	必要
納品書	否
着手・終了届	否
受領書	否
返品書・材料使用明細書	否
撤去品（発生材）調書	否
同等品承認申請書	必要
履行期限猶予申請書	必要

また、押印省略の推進に伴い、提出書類の様式が一部変更となっております。令和3年4月1日以降に提出される書類につきましては、新様式として下さい。

なお、新様式については、海上自衛隊調達情報の小月航空基地隊ホームページ内をご確認ください。

2 サプライチェーン・リスクへの対応に関する要求

防衛省では、カタログ品の調達に際しても「サプライチェーン・リスクへの対応に関する要求」を求めることとなりました。適用する品目は、個別の仕様書内に明記しますが、同等品承認申請書の確認には、従来より時間を要することが見込まれるほか、リスクを排除できないと判断した場合には、同等品承認申請書を認めない場合があります。同等品承認申請書は、提出期限をご確認のうえ、十分な余裕をもって提出していただくようお願い致します。

なお、サプライチェーン・リスクへの対応に関する要求の細部については、海上自衛隊調達情報のホームページ内に掲載しております「入札及び契約心得」をご確認下さい。